

第 219 回 内水面漁場管理委員会

1 日時 平成 27 年 2 月 6 日（金） 午後 1 時 30 分から

2 場所 長野県長野合同庁舎 南庁舎 601 号会議室

3 出席者

○漁場管理委員 10 名

漁業者代表：藤森寛治、梅戸洋、富岡道雄

採捕者代表：小澤哲、田中経人

学識経験者：平林公男、竹原文子、桐生透、高田啓介、酒井美月

○事務局

本井書記長他 3 名

4 会議事項

(1) 野尻湖におけるオオクチバス等の再放流禁止指示解除について

(2) コイの持ち出し禁止指示について

(3) 増殖指示量の変更について

(4) その他

会長挨拶 議事に入る。

平林会長 まず最初に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員を富岡委員、酒井委員にお願いします。

それでは、議事の 1 「野尻湖におけるオオクチバス等の再放流禁止指示の解除について」審議に入ります。前回の委員会で、審査基準を決定しました。今回は、野尻湖漁協さんから再放流禁止指示の解除の申請書が提出されておりますので、審査基準に基づき指示解除の可否を決定していただきます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 資料により説明

平林会長 はい、ありがとうございました。それでは、野尻湖におけるオオクチバス等の再放流指示の解除について、これから審議に入ります。今、事務局から概要の説明がありましたので、まず質問がありましたら出していただき、その後審議していきたい

と思いますが、いかがでしょうか。

小澤委員 前回の委員会を欠席しましたので、状況が分からない状況での質問となりますがご容赦ください。

審査基準ということで施設の管理体制、それから逸出の監視体制が細かく厳しい体制になっていますが、現実の問題として、毎日12ヶ所周年監視して、毎日、日報を委員会に報告するとなっていますがどうなのでしょう。

事務局 原則毎日実施します。今現在も毎日実施しております。

小澤委員 今現在も報告が毎日あるのですか。

事務局 現在、報告は年に1回です。

小澤委員 今後は毎日ファックス等で報告するということですね。

事務局 はい、そうです。

小澤委員 冬期の間は2mを超す積雪がある所で、施設は埋没していると思います。この原則毎日の原則の範囲を明確にする必要があると思います。また、12ヶ所の毎日監視は漁協組合員がやるのかわかりませんが、人件費等の経費が相当かかり、漁協経営状況の中で実施可能なのか想像を絶しますが、皆さんのご意見はどうか尋ねします。

もう1点、監視に不備があったり、監視ができなかった場合、罰則はどのようにするかお尋ねします。

平林会長 今2点ご指摘いただきました。1点目ですが、前回の218回の内水面漁場管理委員会で審査基準を3時間くらいかけて議論しました。いろんな意見が出まして、毎日は厳しいのではないかと、漁協に対してもかなりの負担をかけるのではないかと、今、小澤委員がおっしゃった意見がありました。前回の委員会の議事録を読んでいたればわかりますが、考えられる手段はきちんととるべきであろうという意見が強く、このような結論となったわけです。小澤委員の最初の意見は前回委員会で議論したということになっていますので、私としてはけりがついていると考えています。

後半の意見については、事務局から付け加えてください。

事務局 特に罰則規定は設けてありません。過去にバスが逃げた時、内水面漁場管理委

員会を開催し、解除の申請を取り消すかご議論していただきました。その結果、引き続きしっかりやるということで継続となりました。今回も同様に考えております。

平林会長 小澤委員いかがでしょう。

小澤委員 了解しました。

平林会長 ほかに御意見ありますか。よろしいですか。漁協さんの方でもこういった形で対応しておりますので、申請書の形で受理するというのでよろしいですか。

田中委員 前回の委員会で、竹原委員から大雨でオーバーフローしたときの扱いについて話がありましたが、実際には網を引き揚げて対応しているということで、流れたものについては捕獲するという話がございました。毎日報告するのはいいのですが、非常時にどう対応するのかということが重要だと思います。平時に魚が下に落ちるということはないですが、実際に大雨警報が出て水が下に流れてきたときには、どうしても魚が水の勢いで網の方へ寄ってくるのですね。そのときに流れてしまうという可能性があるわけです。私は3回ほど塩尻市のみどり湖で魚が逃げてくる現場を目撃しております。1回目は何も網がありませんでしたから、集中豪雨で落ちるときは桜の花が落ちる勢いで落ちてしまうということがありますので、網を設置するように市へお願いしました。網を設置した後はよかったのですが、何年か経って2回目は網が壊れており、再び魚が逃げてしまいましたので、新たに網を設置しました。秋になると葉っぱなどが流れてきますので、ボランティアで取り除くということをやっております。3回目は魚が逃げてしまって、その下が石垣上の水路だったのですが、落ちた魚が石垣の隙間に逃げ込んでしまい、水が引いた後見たら、ものすごい数の魚が死んでおりました。実際に大雨の時の対策はどうするのかといったことが重要なことだと感じております。そういったことがございますので、今回の野尻湖では、網を上げた後も下に2重3重の網があるので大丈夫だということになればいいのですが、洪水時には、前回の説明では網を上げて処置をするということでしたので、その時に網を上げてしまって逸出しないということになるのかどうか、現実的のどうなのか疑問に思うわけです。今まで、大雨警報が出たときに、魚が逃げたということが確認されたケースがあるのかどうかお聞きします。

事務局 平成23年の8月に野尻湖で大雨がありまして緊急放水をした事例がありました。その時には魚が逃げており、調査時には19匹の逸出を確認しております。その後すぐ漁協さんがその下流で捕獲していただき、獲れなくなるまで何

度もやっていただくということでお願いした経過があり、獲れなくなるまでやっていただきました。池尻川の逸出防止施設の直下では獲れましたが、その下流の場所でも捕れませんでしたので、緊急放水時に流出した魚は全て獲れたのではないかとということで完了としております。

平林会長 いかがですか。

田中委員 それで結構ですが、今後大雨警報が出た折に網を上げているときには、監視体制をきちんとやるという適切な対応をお願いしておきます。

平林委員 ありがとうございました。先ほど事務局の説明で、逸出魚の発見時の対策方法というところに洪水等の不測の事態についてという項目がございます。これは竹原委員さんの前回のご指摘いただいたところで、申請者は当該魚の回収に努めるとともに、逸出状況等及び駆除状況を内水面漁場委員会へ報告するという一文が付いております。今事務局から言っていた対応をきちんとするということが申請書に書かれております。これで田中委員さんがおっしゃっている内容についてはカバーできるとこの委員会では判断しております。
よろしいですか。ほかにいかがですか。

桐生委員 新たな施設を考えなければいけないということですが、釜網を使ったネットですかね。どの位水量が出ているかわかりませんが、それで受けられればかなり効果的な方法だと思います。実際に調査検討していただきたいと思います。試験もやっていただきたい。釜網の中が何箇所か仕切られていますよね。目合が10mmで、最後のところだけ細かくしないとちょっとまずいのではないかと思います。最後のしばるところをしっかりといただかないと、せっかく入ったものが逃げてしまいます。その辺も実際に試験をやる中で、より安全で効果的な方法を考えていただきたいと思います。

もう一つ、総論的な話ですが、今委員会で議論しているのは、本来はオオクチバス・コクチバスの類は駆除をしなければならないという魚です。法律では、再放流の規定はありません。それが不備であるため各県で再放流を禁止する指示を出しているわけですから、そういった背景の中で野尻湖漁協さんに特別にこういった指示をしているというところを漁協さんも理解をしていると思いますが、仮にこの内容で指示が出されるとしたら、その辺を改めて説明をしておいたらいいのではないかと思います。

平林会長 今、2点アドバイスをいただきましたので、事務局から、実際の運用面や委

員会が指示出している経緯について、これは野尻湖漁協さんも承知されていると思いますが、しっかりと説明しておいていただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

私は、バイオガードが気になっていました。藻類が付かないということですが、海で使うものを網に塗るといことがちょっと気になっております。海の場合にはボリュームが非常に大きいのでそんなに大きな問題はないのかなあとと思いますが、内水面、特にここは水量が少ないので十分に注意をして、下流で生物に大きな影響がないということを確認していただきながら十分注意して使用をお願いしたいということを私としてお願いしたいということです。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですかね。

本件につきましては、申請どおり平成27年4月1日から平成30年3月31日まで引き続き3年間、野尻湖におけるオオクチバス等の再放流禁止の委員会指示を解除することを決定いたします。

平林会長　ここで私のほうから提案ですが、野尻湖漁協さんが、新たに毎日点検記録を事務局へ報告することとなりましたが、今漁協から我々が指示した内容とほぼ同じフォーマットの記録票を作って申請書として出していただいております。毎日これを出していくと、ほとんど何も書かないで出していくことになると思いますが、もしかするともっと効率の良い表の書き方があるかもしれませんので、報告を行っていく上で、業務上改善すべき点が生じた場合は、趣旨を変えない程度に、例えば逸出魚があった場合には別の様式にするというような形を、漁協と事務局に会長も一応入れていただいて、その三者の判断によって一部フォーマットを変更するといったことはお許しいただいてもいいのではないかと思います。これはやってみないと分からないことですが、今、これを私が言わないと、ずっとこれでやっていかなければならなくなり、途中で効率が悪い状況が出てきたときに何らかの手段がないと困りますので、そういったことをお認めいただいた方がいいのかなと思います、一言言わせていただきました。もちろん趣旨は変えないということです。どういう状況になるか分かりませんので一応提案させていただきましたがいかがでしょうか。

高田委員　今の件については、私は杓子定規にやっていただきたいと思います。なぜかという、過去からの許可をするときの状況を見ますと、少しずつ条件が付いてきております。しかし、この条件で改善されたかどうか判断されるきちんとした資料が私には不足していると思います。3年に1回委員会で検討され、確かに県が年に2回調査しておりますが、それは県がやっているのであって、よ

く考えてみれば許可を受けているのは漁協です。もし、自分がそういった形で商売したいというのであれば、こういうことをやってこういった形でやれば魚は外へ出ませんといったことを委員会に証明します、といったデータを積極的に取ったっていいではないかと私は思っています。当然、県の意見も聞きながらどういった形でやれば自主的にそういうことができるのかといったことが、県で禁止していることを特別にするわけですから、その努力はあっていいのではないかと思っています。

私は、今回はじめてオオクチバス等の再放流の解除の許認可について審議に加わったわけですが、我々は客観的に判断するデータが不足していると思います。そうすると、事実として逃げ出しているということが続いておりますので、もっと厳しくということを書いてしまうわけです。前回の委員会で、河川管理上工作物は出来ないということがありましたが、ちゃんとした施設を作れということ、これで利益を上げるのであれば投資をなさいということをお願いしました。しかし、データがなければ我々は判断できないのでどんどん厳しくなり、効果があるかどうか分からないのに投資をせよということになったら、しかも少し改善すれば十分防げるかもしれないのに過剰投資となるかもしれないので、それを防ぐために御自分たちで大丈夫でしたよ、委員会はそういうことを言うけれど、それは過剰な投資をしるということですよといった我々を説得するようなデータを出して来たらどうですかと思います。組合員が調査をしたからいい加減なデータであるというかもしれない、それではアセスをお願いしましょうといったことが事業者から提案があったっておかしくないと思います。

もう一つ提案がありますが、今回、私は野尻湖には行ったことはありますが、この審議をするために現場をきちんと見たわけではありません。1年以上前にこういった審議をするということがあらかじめ予定されているわけですから、少なくともその審議に加わる委員は必ず現場を見て、その上で審議をするということが重要だと思います。

平林会長 御意見ということでよろしいですね。私の方から一つ提案をさせていただきましたことについて、高田委員さんから御意見をいただきました。いかがでしょうか。

藤森委員 高田委員のおっしゃることももっともです。写真とかでは見っていますが、現場は見ておりません。いいか悪いかを判断するため現場を見ておく必要があると思います。ここにおられる方は皆さん何年か委員でおられるわけですから、1回野尻湖で委員会をやったっていいじゃないですか。その時に、みんなで現

場を見て、何かもっといい工夫があればその時に御意見をいただいてもいいのではないかと思います。そのような形にしたらどうでしょうか。

平林会長 高田委員さんの後半の提案については、現場を見ておくことは重要なことですので、今回、3年間ということを決めましたが、事務局で現場を見ていただく機会を検討していただければと思います。

前半の方の話ですが、いかがでしょうか。もし、そういうことであれば、私としては提案を取り下げて、決まったとおりの形で行くということとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

酒井委員 確認ですが、会長の提案の中で書式の話が出ましたが、フォーマットについては3年間ということですか。それとも1年後に変更が可能ということでしょうか。

平林会長 趣旨は変えないようにしていただかなければいけません、監視記録のところを見ていただければ、逃げたときのものと毎日の報告が1枚の書式になってしまっております。野尻湖漁協さんからは、我々の示したフォーマットどおりで申請してきておりますが、逸出魚がない時もこのフォーマットで行くと効率が悪いのではないかと個人的に思ったものですから、フォーマットについては少し融通をきかせておいた方がいいのではないかと考え提案いたしました。期間がいつまでということではなく、やってみてということです。

酒井委員 もし、3年後これを延長するという申請が出てくるのであれば、このくらいの期間であれば、会長のおっしゃるように効率的でなく無駄に用紙を使うことになったとしても、前回の委員会で決めた様式でやってみていいのではないかと個人的には思います。

ただ、もう一つ気になったことは、目視で確認ではなく、10日に一度電気ショッカーを使って調査した場合の結果というのが、この2枚の様式でどこに反映されるのか、この記録上にそのまま出てくるということになるのでしょうか。

事務局 この記録の中にバスがとれたか否かを記載していただきます。その他の魚については、書いていただかなくてもいいのですが、今までは漁協さんが書いていただきました。

酒井委員　だとすれば、こちらからの提案が1か月に1度以上というのを、漁協さんが10日に一度やってくださるというのであれば、3通りここに情報が載るわけですね。それをとっておくということはそれなりに重要だと思います。

それから、先ほど、高田委員や藤森委員からお話がありましたが、私は県の公共事業の委員会に参加させていただいておりますが、そこでは、すべての現場について委員がバスに乗り合って見に行くという作業があります。それと同様に、現地で委員会を開くということではなくても、判断をするために漁協の話を直接お聞きするという形で、こういう設備を講じましたという説明を聞く機会を設けていただくと参加しやすいという気がします。

平林会長　ほかに御意見ありませんか。特になければ、私が先ほどした提案は取り下げさせていただきます。委員の皆様のご意見なので、このフォーマットどおりでやっていくということで、私としても特に問題はございません。

また、現場を見る機会を設けるということを重ねてお願いしたいと思います。

事務局　来年度開催する漁場管理委員会において、野尻湖の施設を見るいい機会を設けたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

平林会長　二つ目の議事に進めたいと思います。コイの持ち出し禁止指示について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局　資料により説明

平林会長　はい、ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等がありますでしょうか。

高田委員　コイヘルペスについてあまり詳しくはないので教えて頂きたいのですが、県内の年度別発生値を見るとだんだん収束していますが、長野県は持ち出しが禁止されているだけで、放流はしていいわけですね。茨城県などコイ生産の多いところから持ち込んでいいのに、発病が抑えられているのはなぜでしょうか。

事務局　自然界につきましては、平成16年、17年に県内でコイヘルペスウイルス病が多発し、多くのコイに抗体が備わったことで、以降大きな発生はないと考えられます。錦鯉の養殖場につきましては自然界と隔離して飼育を行っているため、そのようなことはないと思いますが、県内の食用鯉は感染耐過した魚が

多く、この病気の発生は少なくなっていると思います。

高田委員　かつて霞ヶ浦で全滅というようなことがあり、罹ったら全部死ぬとっていたのですが、免疫ができて死ななくなったということは、そうではないんですね。

事務局　コイヘルペスウイルス病は死亡率が高いということで、国では特定疾病に指定してまん延防止を図っています。

藤森委員　コイヘルペスウイルス病についてはそのような理由で規制をかけているのだが、当初よりはだいぶ免疫ができてきている状況になっていると思います。県によって扱いが違い、長野県は、持ち出しは禁止だが、持ち込みはよい。このウイルスを持っていないことが確認できたら持ち込んでよいのですよね。

事務局　農林水産省のコイヘルペスウイルス病の防疫指針では、養殖場の場合、コイヘルペスウイルス病がない養殖場では、検査をして持ち込むこと、あるいは、この病気の報告がない水域の養殖場から魚を持ち込むこととなっています。既に発生した水域の養殖場では検査をしなくても持ち込むことができます。

藤森委員　各県の状況をみると、だいぶ少なくなってきました。他県の委員会の指示の仕方についても変化してきています。しかし、河川への放流はどのようにやって行くか、その方向性はまだ明確に出ていません。漁連の関係する組合でもコイの稚魚を放流したい漁協がありますので、できるだけ放流してもいいような形に進められないかなと思っています。

平林会長　今の意見は議題から外れますので、まずは置いといて、後で国の動向はお話し頂きます。

今回の県のコイの持ち出し禁止指示についてはいかがでしょうか。ほかの委員の方はいかがでしょうか。よろしいですか。本件につきましては事務局案のとおり1年間の延長を決定させていただきます。

事務局の方から藤森委員の質問について情報がありましたらお答えください。

事務局　新しい情報は現状ではありません。養殖と川への放流の2本立てでお話いたします。

養殖については、ウイルスに汚染されている場所とそうでない場所及び分か

らない場所という区分けをして、ウイルスに汚染されていない場所については、ウイルスフリーの魚で移動しましょうということになっております。そうでないところは、国へ報告をし、記録を残した上で移動しましょうということになっております。養殖の中で、もう少し詳しく分けますと、黒の食用ゴイと錦鯉がありますけれど、錦鯉はウイルスフリーの養殖場で飼育し、ウイルスフリーで出荷し輸出もしていきましょうという形になっております。

川の放流につきましては、基本的にはウイルスを持っていない魚を放流することでまん延防止を図っていくことが水産庁の基本的なスタンスです。放流するときはウイルスフリーの養殖場からウイルスフリーの魚を川に放すことが原則となっております。

平林会長 よろしいですか。それでは次に3番目ですが、増殖指示量の変更について2つの漁協さんから希望が出てきておりますので、1点目から事務局の説明をお願いします。

事務局 資料により説明

平林会長 申し出のうちの1点目ですが、裾花川水系漁協さんから申し出のありましたアユの放流量を10分の1にし、そのかわりヤマメ・イワナの産卵場の造成を、ヤマメについては2箇所、イワナについては3箇所行いたいという申し出です。あとは、参考資料1に実際のアユ釣り券の販売状況とか遊漁券の販売状況といったものがこういう形であるということで、申し出が出てきておりますが、いかがでしょうか。何か質問ありますか。

富岡委員 今、事細かな説明がありましたが、過去にこのような例があったなら、そのときの解決方法はどうかお示し願いたい。

事務局 最近の例で申し上げますと、犀川殖産漁業協同組合がアユを放流しており、アユの当時の放流指示量が400kgでございました。しかし、アユに関し相当大きな経営的な打撃を受けまして、これ以上アユ放流を続けていくと組合の経営が立ち行かなくなってしまうということで、アユの指示量を400kgから150kgに減らし、そのかわりに、犀川殖産漁協さんがニジマスを経営の主流に据えたいという意向がございましたので、減らした分の額に相当する分をニジマスの放流量に上乗せしました。ニジマスの当時の指示量が70kgであったものを245kgに増やしたという事例が平成25年にございます。

平林会長 という説明です。いかがですか。

富岡委員 裾花川水系漁協さんは、相当な覚悟でお願いを書いたことと思います。やはり、これは1漁協の問題ではなくて、今後どこの漁協もこのような状況に追い込まれる可能性が多々あると思います。やはり、これは、真剣にいい方向付けをみんなで考えていったほうがいいと思います。

平林会長 ほかに何か御意見ありますか。

竹原委員 資料5の裾花川水系漁協さんの中に、渓流魚であるイワナとヤマメの増殖、特に減少著しい在来種であるヤマトイワナの増殖とありますが、ここは水系として在来がヤマトイワナなのでしょうか。そこが気になります。

平林会長 事務局から説明をお願いいたします。この文書どおりであるとすれば在来種はヤマトイワナということになります。

事務局 イワナ自体の分類が学者の間でも一致しておらず、はっきりとイエス・ノーで答えられません。

平林委員 高田先生、何か御意見ありますか。

高田委員 人によって違いますから、非常に難しいと思います。

平林委員 誰か何かございますか。

梅戸委員 ヤマトイワナという名称が載っておりますが、私は木曽川漁協ですが、ヤマトイワナの本流は木曽川であろうと私は思っております。北の方に行きますと日本海へ流れ出ますのでニッコウイワナが多いであろうと思っております。詳細につきましては木曽川漁協よりも水産試験場に聞いた方が良いでしょう、あそこでも、木曽川の源流からとったイワナから孵化しております。

平林会長 ということで、これは非常に難しい問題ですが、顔つきが違うとか、斑点が1個あるとかないとか、そういう発想ですが。はいどうぞ。

竹原委員 これにこだわりますのは、私が普段、自然・環境関係の仕事をしておりまして、あちこちその生息が目茶苦茶になっておりまして、漁協さんの範疇で大変

申し訳ないのですが、かつてイワナを増やそうということで、種関係なしにあちこちに放り込んでくださった結果ではないかということで、ちょっと問題となっております。一旦入ってしまったものをそこからいなくすることは非常に難しいですから、できましたら放流事業の中で本来そこにいたものを入れてほしいと思っております。今、ヤマトイワナというものに引っかかったものですから伺ったわけです。

平林会長 おっしゃるとおりだと思います。そういったものに配慮して放流してほしいと思います。

何かほかにも御意見等ありますか。

桐生委員 おそらくアユが下流の方だと思いますが、釣り客が1人もいないという状況ですから漁業権魚種から外すしかないと思います。そういう状況であればそうしてやったほうが漁協の負担もなくなると思います。

イワナ・ヤマメの産卵場の造成を新たにやるということですが、これは試験場のほうで指導しているのですか。

事務局 指導する場合もございます。

桐生委員 産卵場の場所も既に確定しており、それは可能な状況になっているのですか。

事務局 水産庁の産卵場造成に係る資料がいくつかございますので、それを基本に指導しております。

桐生委員 そうしますと、先ほど出たヤマトイワナということですが、在来魚を採捕してそれがどちらなのかということもやらないとまずいですよね。例の溪流魚の冊子がありますよね。そこにゾーニング等が書かれておりますが、いずれにせよ、その水系の在来種が一体何なのかといったところは確保しておかなければならないですよね。言われたように全然違うものが放流されるという危険性がありますので、その辺は認識されたうえで組合のほうもやっていただく必要があります。是非お願いしたいと思います。

平林会長 そういうパンフレットですので、指示量の変更と合わせてそのときにお伝えしていただきたいと思います。

小澤委員 今回の裾花川の話ですが、アユの釣り客がほとんどいないというか、昨年度は

全くいないということですが、河川環境も極めて厳しい状況となっておりますので、50kgを5kgにという指示量の変更希望が出てきたと思いますが、指示量と魚種というのは何を根拠にこれを決めているのか事務局に聞きたいと思います。

事務局 魚種につきましては、ついこの間漁業権が更新されたばかりですが、更新時に組合の方針として組合の総会を経て、組合からの希望により漁業権魚種を決めております。指示量につきましては、漁業権を申請するに当たって増殖義務が生じておりますので、委員会の指示としての増殖義務の最低量は5kgで、それ以上放流していただくということで、放流量につきましても魚種ごとの放流量の配分も含めて漁協と御相談する中で、指示量は決めております。

小澤委員 承知しました。先日の漁業権の更新の時に魚種が決まったということですよ。そういうことであれば全く問題ないのですが、現実的に生息しない、あるいは釣り客がいない、遊漁が全く成り立っていないところの魚種で、アユを放流しなさいという指示が適切かどうかについては、次の漁業権の更新の時に、魚種についてはもう少し慎重に設定する必要があると思います。私もその漁業権の更新の時にいた者ですが、つくづく今反省をしているところです。

それから、先ほどヤマトイワナということが竹原委員から出ましたが、現実的に、今養殖している魚の中でヤマトイワナとかニッコウイワナの原種に近いものは全くいないと思います。ですから、どちらかというアメマス系の斑点が背中まで白くついているといったものがほとんどだと思いますので、それぞれの河川の在来種を放流するといったこと自体も、現実的には無理なことだと思います。ですから今、生態系は目茶苦茶になっているということが現実だと思います。

ここでの変更希望についてという中で、ヤマトイワナという名称は削除されたほうが良いと思います。

それから、もう一つ、漁業権魚種の中にコイがございますが、昨年の指示量が最低限の5kgとなっておりますが、昨年度の実施量が空欄ということは0ということですよ。指示量以上は必ず放流しなさいということだと思いますが、何か事情があつてのことなのか、関連でお聞きします。

平林会長 前半は御意見、後半はご質問ということで、事務局から後半の質問についてお答えください。

事務局 コイの指示量の関係ですが、コイにつきましては国から通達が来ておりまし

て、増殖義務による指示が出ていた場合、放流しなくても放流したこととみなすものとされております。なぜかという、本日2番目の議題で御審議いただきましたが、コイヘルペスウイルス病のまん延防止の観点から、漁業権魚種にした場合でも、全く放流しなくても放流したものとみなすものとされております。それに従った取扱いで、現在、県下の多くの漁協さんが、コイを漁業権魚種とし、指示量を最低限の5kgと設定しておりますが、ほぼすべての漁協は1匹も放流しておりません。

平林会長 ということです。一応漁業権魚種としておいて、先ほど長野県では、持ち出しの禁止を1年間延長しましたが、もし、禁止が解除されて、取扱い制限がなくなったときには放流等ができるようにするためではないかと思えます。毎年コイヘルペスウイルス病の対策はあのような形で進んでおりますので、漁協さんとしては、そのような対応をとっているものと思えます。
いかがでしょうか、小澤委員さん。

小澤委員 承知しましたが、そういった形は何等かの形で私どもにも通知してほしいと思えます。国の方針によりそうしているということは、私だけではないと思えますが、今初めて知りました。

平林委員 ほかに何かございますか。
それでは、裾花川水系漁協さんから出されております変更について、審議をさせていただきます。いかがでしょうか。
これで変更を決定してよろしいでしょうか。
それでは、裾花川水系漁協から申し出のありました増殖指示量の変更希望につきましては、希望どおり承認し増殖指示量を変更することに決定します。
それでは、2件目の説明を事務局からお願いします。

事務局 資料により説明

平林会長 更埴漁業協同組合さんから、こういった理由で変更願が出てきております。
まず、何か御質問ありますか。

富岡委員 ただ今、事務局から事細かに説明があったわけですが、私も、この会議の前にちょっと顔を出してきましたが、今事務局が説明したとおりの状況であるということでした。先ほどの裾花川水系漁協と同様に認めてもらえたら幸いです。

平林会長 富岡委員さんの発言は、同じ千曲川で更埴の上が上小なので、すぐ隣で事情はよく分かっているということ踏まえた御発言でした。

ほかに何かありますか。

桐生委員 増殖指示量については、これは全体的な話ですが、漁協にお金がなければ下回るというのは仕方ないことだと思います。下方修正は収入に合わせて行うべきだと思いますが、問題はその後どうするかということです。それでは、永遠にアユはだめなのか、それともこうすればアユの釣り客が増えるんだとかいうようなところを議論しておかないと、指示量を決めたところでいつでも下方修正で終わってしまうわけで、その辺はアユだけでなく渓流魚も含めた経営の在り方について、きちっと考えて上で行うべきだと思います。私は指示量は下回ったって構わないと思いますが、その後どうするのかということをしかりとうたっていただきたいと思います。

平林委員 事務局の方でも、まず漁協さんがしっかりと経営をしていただいて、健全な経営の中で、きちんと増殖事業を継続して行っていただくことがとても重要であるということでした。もし、漁協さんが潰れてしますと、そこは増殖義務がなくなってしまい、どなたも何もしないといった水域となってしまいます。そちらの方が、非常に大きな問題となると思いますので、是非、今のような御意見を漁協全体の問題として出していただければと思います。

他に何か御意見ありますか。よろしいですかね。これは是非頑張っていたいてということになると思いますが、どうしたらいいということについて、更埴漁協さんにも今後の対応について考えていただいて、経営が改善の方向に向かうようにしていただけたらと思います。

富岡委員 長野県には31の漁協がございますが、その中で、今までアユを主体としてやってきた漁協が16漁協です。昔は、そのうち1トンを超えて放流していた漁協が7、8漁協あり、多い時には7トン半ぐらいのアユを放流してきました。最近では1トン以上放流している漁協が4漁協しかありません。今ここに名前が挙がっている更埴漁協さんもかつては4トン放流しておりました。でも、今は4トンどころか、1.3トンを300kgにしてほしいということですが、今どこの漁協も大きな量のアユを放流してもなかなか育っていかないという状況となっております。県の環境部の皆さん、農政部の皆さんと会議を持ったりしてやっているわけですが、桐生さんのおっしゃるとおり、その後どうするんだということについて皆さんの中で知恵を出していただければ幸いです。

藤森委員 富岡委員から今話がありまして、桐生委員からも話がありまして、釣りのお客さんが来なくなったという背景は、魚が棲める環境にない、生育できる環境にないということが原因なんですよね。各河川において相当厳しい状況にあることは確かだと思います。そういう状況を踏まえて、川に魚が本当に生息できる環境にあるのか、生息できる環境をつくるにはどうしたらよいかというようなところを考えないと、漁協だけではなかなかできません。環境部も関係してくるし、建設部も関係してくるし、国土交通省も関係してくるし、もちろん農政部も関係してきます。そういった人たちが、それぞれの立場でもって河川管理あるいは河川に対する対応をしておりますが、自然環境が魚の棲みやすい環境になっているかということをこれから真剣に考えていかなければなりません。新たに内水面漁業の振興に関する法律が出来ましたが、それは、河川とか湖沼で魚が本当に棲める環境にあるかどうか、そういう環境にはないということで何とかしなければいけないということで今年の6月できた法律であり、実際に動き始めるのは今年からです。県の農政部が中心となって、その法律に基づいてどういった計画を立てていくかということが始まりですので、漁場管理委員会はそういったことにも関心を持って、県に意見を出していただくことが大切だと思います。是非そういったことで漁場管理委員会が機能していただきたいと思います。

梅戸委員 今、藤森委員から環境の問題が提示されましたが、本年度木曾川であった事例を紹介させていただきます。アユは木曾川でも1トン以上の放流をしております。漁業権の更新の折に800kgに下げさせていただいております。そういった中で起きた事例でございますが、アユが非常に臭いという実例が出まして、木曾の県水産試験場に依頼して調べてもらいました。藻が原因のようでございます。私も食べてみましたし、焼いてもみましたが、そんなような状態が出てきております。木曾川といえばきれいな河川でございますが、それでもこういったことが出てきているということがありますので、やはり環境については皆さんに考えていただくことが大切だと思いました。

平林会長 今、漁協のそれぞれの方から説明をいただきましたので、環境ということについて意見交換していただく場ができればと思いました。

それでは話を元に戻しまして、更埴漁協さんからの変更依頼についてですが、特にご意見がなければ、更埴漁協さんの希望どおり指示量を変更することとしたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、そのように決定いたします。

それでは4番目のその他ですが、事務局から何かありますか。

事務局 ありません。

平林会長 それでは、本日の議事がすべて終わりましたので終了し、進行を事務局にお返しいたします。

事務局 本日はお忙しい中、長時間にわたりましてご審議いただきありがとうございました。これをもちまして第219回長野県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。次回は今のところ7月を予定しておりますが、先ほど野尻湖の施設を見るという話しもございましたことから、そういったことも考慮しながら開催の計画を立てたいと思いますので、御協力をお願いいたします。どうもありがとうございました。

議事録署名委員

㊟

議事録署名委員

㊟